

奈良県教育委員会教育長訓令第二号

事務局一般
県立学校
学校以外の教育機関

奈良県教育委員会行政文書管理規程（平成元年十二月奈良県教育委員会教育長訓令第
第五号）の一部を次のように改正し、平成二十八年十月一日から施行する。

平成二十八年九月三十日

奈良県教育委員会教育長 吉田 育 弘

別表企画管理室の項の次に次のように加える。

教育政策推進室	教政
---------	----